

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第十三号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条）」を 「第一章 総則（第一条）」
第一章の二 一時保護施設の設備及び運

営に関する基準（第一条の二―第一条の三十六）」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 一時保護施設の設備及び運営に関する基準

（定義）

第一条の二 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号。以下この章において「府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第一条の三 この条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第一条の四 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第一条の五 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

6 一時保護施設は、入所している児童の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第一条の六 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

3 一時保護施設は、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第一条の七 安全計画の策定等に係る基準は、府令第六条に規定する基準の例によることとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第一条の八 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、府令第七条に規定する基準の例によることとする。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第一条の九 入所した児童を平等に取り扱う原則に係る基準は、府令第八条に規定する基準の例によることとする。

（児童の権利擁護）

第一条の十 児童の権利擁護に係る基準は、府令第九条に規定する基準の例によることとする。

（児童の権利の制限）

第一条の十一 児童の権利の制限に係る基準は、府令第十条に規定する基準の例によることとする。

（児童の行動の制限）

第一条の十二 児童の行動の制限に係る基準は、府令第十一条に規定する基準の例によることとする。

（児童の所持品等）

第一条の十三 児童の所持品等に係る基準は、府令第十二条に規定する基準の例によることとする。

（虐待等の禁止）

第一条の十四 虐待等の禁止に係る基準は、府令第十三条に規定する基準の例によることとする。

（業務継続計画の策定等）

第一条の十五 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第一条の十六 一時保護施設の設備の基準は、府令第十五条（同条第九号を除く。）に規定する基準の例によることとする。

2 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童又はおおむね六歳以下の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第一条の十七 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第一条の十八 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等に係る基準は、府令第十七条に規定する基準の例によることとする。

（職員）

第一条の十九 一時保護施設に置くべき職員に係る基準は、府令第十八条に規定する基準の例によることとする。

（夜間の職員配置）

第一条の二十 一時保護施設の夜間の職員配置に係る基準は、府令第十九条に規定する基準の例によることとする。

（一時保護施設の管理者等）

第一条の二十一 一時保護施設の管理者等に係る基準は、府令第二十条に規定する基準の例によることとする。

（児童指導員の資格）

第一条の二十二 児童指導員の資格に係る基準は、府令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

（心理療法担当職員の資格）

第一条の二十三 心理療法担当職員の資格に係る基準は、府令第二十二条に規定する基準の例によることとする。

（学習指導員の資格）

第一条の二十四 学習指導員の資格に係る基準は、府令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第一条の二十五 一時保護施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、府令第二十四条に規定する基準の例によることとする。

（衛生管理等）

第一条の二十六 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第一条の二十七 食事に係る基準は、府令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第一条の二十八 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第一条の二十九 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第一条の三十 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等に係る基準は、府令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

（関係機関との連携）

第一条の三十一 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第一条の三十二 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第一条の三十三 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第一条の三十四 秘密保持等に係る基準は、府令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

（苦情への対応）

第一条の三十五 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第一条の三十六 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第九十一条の二、第四百八条の二及び第二百六十五条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十一条の二第一項、第四百八条の二第一項及び第二百六十五条において同じ。）により行うことができる。

第二条中「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「施行令」という。）」、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）」を「施行令、施行規則」に改める。

第九十一条の二第一項中「（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第四百八条の二及び第二百六十五条において同じ。）」及び「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四百八条の二第一項及び第二百六十五条において同じ。）」を削る。

第六百六十四条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

附則第二条中「基準省令」を「基準府省令」に、「基準省令の」を「基準府省令の」に、「基準省令経過措置」を「基準府省令経過措置」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一時保護施設の設備及び運営に関する基準

附則第三条中「及び基準省令」を「及び基準府省令」に、「基準省令等」を「基準府省令等」に改める。

附則第七条第一項中「基準省令経過措置」を「基準府省令経過措置」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、この条例による改正後の児童福祉法施行条例第一条の十六第二項の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十一条の規定を準用する。